

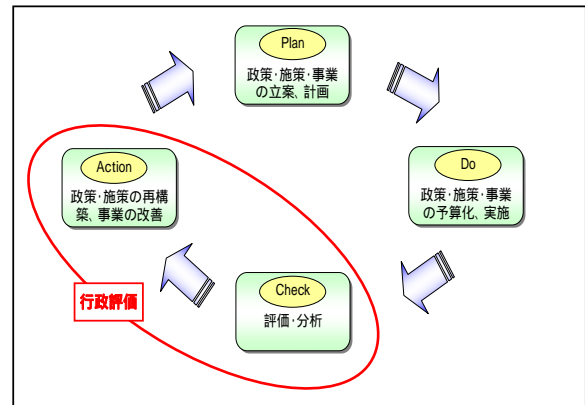
「平成 29 年度 事務事業評価（平成 28 年度事業分）」について

1 行政評価の意義

全国の地方自治体が、社会経済情勢の変化、行財政制度の変革、人口急減・超高齢化の進展などの大きな課題に直面している中、本市においてもこれらの課題に積極的かつ柔軟に取り組み、本市の特徴を活かした自律的で持続的な行政運営が求められている。

また、「自治体は、住民からの税金等で運営する経営体であり、住民は納税者であると同時にサービスを受ける顧客である。」ということ職員一人ひとりがこれまで以上に認識する必要がある。

これらの点を踏まえ、我々職員は、**施策の選択と集中**により、「**経営感覚**」を持ってその時代に適した「質」を重視したサービスを提供することで**顧客である住民の満足度を高め**、同時に、納税者である住民に対し、事業の目的や目標を明確にし、その成果の**説明責任を果たして**いかななければならない。



<PDCAマネジメント・サイクルと行政評価の関係>

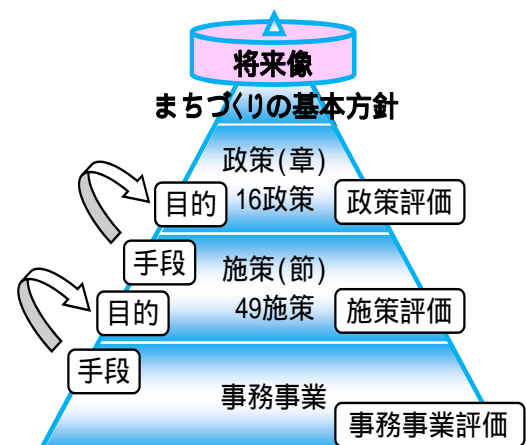
行政評価は、これらを実現するための必須の手法であるとともに、**様々な視点から情報を整理し分析することでその結果を改善に結び付けていく「マネジメント・サイクルの確立」**といった点においても、必要不可欠な手法である。

2 事務事業評価の目的

行政活動は、一般的に政策、施策、事務事業に階層化され、上下の関係で目的と手段の関係を持ちながら一つの体系を形成しており、それぞれの階層での評価が政策評価、施策評価、事務事業評価と呼ばれている。

特に事務事業は、施策に掲げた目的を達成していくための手段であり、常に様々な視点を持って評価し、改善につなげていくべきである。

事務事業評価は、本市が目指すまちづくりの基本方針に直結する重要な基本作業であることを再認識し、取り組む必要がある。



<本市の施策の体系：第2次射水市総合計画参照>

目的

- (1) 事務事業の目的、成果、コストを明確にすることによって、市民に対しての説明責任を果たし、市政の透明性の向上を図ること。
- (2) 事務事業の現状を分析・評価することで、社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応した質を重視したサービスの提供につなげること。
- (3) 事業の必要性、有効性等について検証し、限られた財源を適正に配分するための判断材料とすること。
- (4) 職員の意識を、コストと市民満足度を常に意識した、成果志向型へ変革させること。

3 これまでの経緯

平成 21 年度に担当課による内部（1 次）評価として事務事業評価を試行し、その結果を踏まえて平成 22 年度から 3 年の評価サイクル（評価対象事業を 3 分の 1 ずつに分け、3 年間で全ての評価を終える）として本格導入した。

さらに、1 次評価結果を再評価することで評価の客観性や信頼性を確保するため、平成 23 年度から副市長を長とする庁内評価委員会による内部（2 次）評価及び射水市行財政改革推進会議委員による事業の外部評価を導入し、評価の充実・強化を図ってきた。

なお、平成 22 年度には、歳出削減ではなく最適なサービス提供主体の見極めに主眼を置いて「射水市版事業仕分け」（1 次評価とは直接の関係なし）を実施したが、短時間で廃止等の判定を行う仕分けの手法に対し、様々な意見が寄せられたため、平成 23 年度からは、担当課ヒアリングを通じて事業の実態を十分踏まえ、今後の方向性について具体的な意見を付すものとして実施し、1 次評価の再評価を外部評価として位置付けた。

平成 24 年度をもって評価サイクルが終了し、1 次評価では全ての評価対象事業である 613 事業の評価を終えたが、平成 25 年度においては、担当課の負担を考慮し、これまでの 3 年の評価サイクルを繰り返すのではなく、過去の評価において低評価となった事業について再度評価を行うことにより、改善状況を調査することを目的として実施した。

平成 26 年度においては、効果的・効率的な評価の在り方を検討するため休止し、検討内容を反映させた評価を平成 27 年度から再開している。

【1 次評価結果】 評価不能は未執行事業

評価実施年度	現行どおり	何らかの改善が必要			評価不能	計
	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価		
H22~H24	483 事業	64 事業	42 事業	12 事業	12 事業	613 事業
H25	26 事業	1 事業	24 事業	3 事業	0 事業	54 事業
H27	145 事業	20 事業	10 事業	—	7 事業	182 事業
H28	126 事業	12 事業	1 事業	—	2 事業	141 事業

【2 次評価結果】

評価実施年度	現行どおり	何らかの改善が必要			評価不能	計
	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価		
H23・H25	5 事業	10 事業	6 事業	0 事業	0 事業	21 事業
H27	3 事業	5 事業	2 事業	—	0 事業	10 事業
H28	4 事業	4 事業	2 事業	—	0 事業	10 事業

事業数については、複数の事務事業を一括して評価する場合は、1 事業としている。

【外部評価結果】

評価実施年度	現行どおり	何らかの改善が必要	評価不能	計
H23~H25	2 事業	39 事業	0 事業	41 事業
H27	0 事業	8 事業	0 事業	8 事業

事業数については、複数の事務事業を一括して評価する場合は、1 事業としている。

平成 28 年度は、庁舎移転などの日程を考慮し外部評価を休止した。

【射水市版事業仕分け結果】 仕分け対象事業は 20 事業だが、事務事業単位では 28 事業

評価実施年度	現行どおり	何らかの改善が必要	評価不能	計
H22	2 事業	26 事業	0 事業	28 事業

4 これまでの成果

1次評価又は2次評価において、評価結果がB、C、Dとなった事業及び外部評価において「何らかの改善が必要」とされた事業については、翌年度の予算要求時に事業改善調書の提出を求め、予算査定の参考としている。

また、2次評価及び外部評価対象事業においては、評価結果を受けた今後の方向性及び翌年度予算への反映状況を行財政改革推進会議に報告し、意見を求めている。

このように、評価結果を予算に反映させる仕組みを構築することによって、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のマネジメント・サイクルを確立し、効果的・効率的なサービスの提供を目指しており、平成23年度から29年度までの当初予算に対し、延べ100事業、174,299千円の改善効果を上げた。

なお、射水市版事業仕分けについても、仕分け結果を可能な限り予算に反映させることとしていたため、これも加えた場合、延べ137事業、249,566千円の改善効果となる。

【予算反映状況】

(単位：事業、千円)

予算反映年度	事務事業評価						射水市版事業仕分け		計	
	1次評価		2次評価		外部評価		事業	改善額	事業	改善額
	事業	改善額	事業	改善額	事業	改善額				
H23 予算	4	15,386					13	12,655	17	28,041
H24 予算	12	7,618	2	740	2	2,100	10	57,008	26	67,466
H25 予算	3	1,445	0	0	5	23,759	5	2,400	13	27,604
H26 予算	5	2,371	3	21,450	2	680	2	1,000	12	25,501
H27 予算	14	21,959	2	5,020	7	10,232	7	2,204	30	39,415
H28 予算	16	7,124	5	2,008	5	38,943	0	0	26	48,075
H29 予算	6	3,016	3	2,282	4	8,166	0	0	13	13,464
合計	60	58,919	15	31,500	25	83,880	37	75,267	137	249,566

← 100事業 174,299千円 →

(注) 財政課「予算(案)概要」に掲げる「事務事業等の見直しに伴う経費の削減」より。

5 評価結果の公表

1次評価及び2次評価については、事務事業評価の導入の目的である市民への説明責任や透明性の確保といった観点から、各担当課が作成する評価シート(2次評価対象事業の場合はその結果を追記)をホームページ上で公表する。

同様に、外部評価についても、外部評価報告書をホームページ上で公表する。

6 今年度の事務事業評価方法について

(1) 1次評価

① 評価対象事業

今年度の評価対象事業を441事業に整理した。ただし、事務局(人事課)で振り分けた事務事業であることから、担当課において事務事業評価を実施しやすいよう適宜適切な評価単位へ切り分けすることを可能とする。

② 評価サイクル

原則、担当課の負担や評価の実効性等を考慮し、評価対象事業を3分の1ずつに分けて、3年間で全ての事務事業の詳細評価を終える。（既に、平成27年度から平成28年度までに323事業の詳細評価を終えており、今年度が最終年。）

ア 詳細評価

事務事業評価シートを活用し、事業の「妥当性、有効性及び効率性」の3つの評価項目について、それぞれ「a 適合（課題なし）」、「b やや不適合（一部に課題あり）」、「c 不適合（課題あり）」の3段階で評価を行い、その結果を踏まえてAからCまでの3段階に区分（総合評価）する。

イ 簡易評価

当該年度に詳細評価対象とならなかった事業についても、簡易な方法で評価することとし、事業の方向性を明確にする。

(2) 2次評価

再評価により評価の客観性と信頼性を高めることは有効であるため、副市長、教育長、行革推進本部員（部長等）、財務管理部次長及び財政課長による評価グループにおいて評価を行い、その結果を行革推進本部会議に報告し、最終評価とする。

(3) 外部評価

外部有識者の視点から再検証を行うことで、評価の客観性や信頼性を高めるとともに、効率的で質の高いサービスの提供につなげることを目的とし、行財政改革推進会議委員による評価グループにおいて評価を行い、その結果を外部評価報告書として市長へ提出する。

7 事務事業評価のスケジュールについて

<スケジュール案>

5月中	1次評価（事業担当課 評価シート作成）
8月	2次評価・外部評価対象事業選定 ➤行財政改革推進本部会議／行財政改革推進会議において
9月	<市議会> 1次評価結果報告
9月下旬	外部評価ヒアリング
11月上旬	2次評価ヒアリング
12月	<市議会>外部評価・2次評価結果報告

詳細は5ページを参照

平成 29 年度 事務事業評価のスケジュール（予定）

	人事課 (事務局)	各担当課	行財政改革 推進会議 (外部評価委員)	行財政改革 推進本部会議 (副市長・教育長・部局長等)	財政課	議会
平成29年 3月	事務事業(予算事業)分類				協議 事業抽出	
4月	平成29年度(28年度実施分) 事務事業評価対象事業選定					
5月	{5月定例庁議}事務事業評価 依頼 外部評価・2次評価方針決定	詳細評価シート(1次評価) 簡易評価シート作成	第1回会議(5月30日) 協議	第1回会議(5月18日) 協議		
6月	評価シート取りまとめ				資料提供	6月定例会
7月	外部評価・2次評価対象候補選定					
8月	1次評価結果報告 外部評価・2次評価対象事業協議 1次評価結果報告 外部評価・2次評価対象事業決定 外部評価事前質問照会・回答 ヒアリングまで随時		第2回会議(8月 日) 評価対象事業協議 事前質問	第2回会議(8月 日) 評価対象事業協議		
9月	外部評価ヒアリング実施(外部評価委員) 9月議会終了後 【第1評価グループ】9月 日 【第2評価グループ】9月 日	事前質問回答				9月定例会 1次評価結果 速報版報告
10月	外部評価結果取りまとめ 2次評価事前質問照会・回答 ヒアリングまで随時	事前質問回答	第3回会議(10月 日) 評価結果全体協議 外部評価結果決定	事前質問	予算要求説明会前 事業改善調査 対象事業通知	
11月	2次評価ヒアリング実施(庁内評価委員会) 【第1評価グループ】11月 日 【第2評価グループ】11月 日 外部評価結果を踏まえた 今後の方針 '外部評価結果を踏まえた 今後の方針'(案)取りまとめ 2次評価結果取りまとめ A評価以外(2次評価)	外部評価結果を踏まえた 今後の方針 外部評価調査・ 事業改善調査作成 予算要求への反映	第3回会議(11月 日) '外部評価結果報告 '外部評価結果を踏まえた今後の 方針'の作成の流れについて A評価以外(1次評価)	第3回会議(11月 日) '外部評価結果報告 '外部評価結果を踏まえた今後の 方針'の作成の流れについて	11月中旬 予算編成 (査定)	市長・市議会議員選挙 11月19日
12月	12月議会終了後 評価結果(1次評価・2次評価・外部評価)・ '外部評価結果を踏まえた今後の方針'公表		市長選挙後 外部評価報告書 市長提出(手交式)	第4回会議(11月 日) '2次評価結果協議 '外部評価結果を踏まえた今後の 方針'協議		12月定例会 '外部評価報告書 報告 '外部評価結果を踏まえた今 後の方針' 報告 '2次評価結果 報告
1月・ 2月	予算反映状況取りまとめ 2月下旬 予算反映状況報告		第4回会議(2月下旬) 報告		2月中旬 予算案内示 2月下旬 予算案発表	
3月						3月定例会 予算審議・ 議決

過去の外部評価の対象事業及び選定基準

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成27年度
選定基準	事業区分がソフト事業及び補助金事業	事業の実施に当たり、市に裁量の余地がある事業	事業の実施に当たり市に裁量の余地がある事業	事業の実施に当たり市に裁量の余地がある事業
	内部評価において「A」(現行どおり事業を進めることが適当)と判定された事業	外部の視点から検証を行うことが有効と判断される事業	外部の視点から検証を行うことが有効と判断される事業	外部の視点から検証を行うことが有効と判断される事業
	直接事業は100万円以上の事業	直接事業費に占める一般財源が100万円以上の事業	直接事業費に占める一般財源が50万円以上の事業	直接事業費に占める一般財源が100万円以上の事業
	事業開始から3年が経過した事業	事業開始から3年が経過している事業	事業開始から3年が経過している事業	事業開始から3年が経過している事業
対象事業	路線対策費特別補助金	JR小杉駅サービスセンター運営費	小杉駅前再開発事業	指定宅地取得支援助成金
	高岡地区バス路線維持対策協議会負担金	JR小杉駅サービスセンター運営振興会補助金	交流推進費	コミュニティバス運行費
	万葉線対策協議会負担金	環境衛生対策費	広報広聴費	社会福祉協議会福祉活動専門員設置事業補助金
	消費生活安定対策費	ふれあいサロン運営費	公募提案型市民協働事業補助金	小杉みこし祭り事業補助金
	清掃総務費	高齢者労働能力活用事業費	社会福祉協議会総合相談事業補助金	射水市地域振興会連合会補助金
	福祉タクシー助成事業	小中学校長会補助金	節目祝	射水商工会議所補助金 射水市商工会補助金
	心身障がい児通園通院等介護事業	小中学校教育研究会補助金	ブランド化推進事業	福祉入浴券交付事業
	在宅介護支援センター運営費	学校給食研究会補助金	14歳の挑戦事業	競技団体、地区(校下)活動補助金
	乳児むし歯予防事業	学校保健会補助金		
	小学校永久歯むし歯予防事業	学校図書館活動推進費		
	児童クラブ連合会活動補助金	生涯学習推進費		
	延長保育促進事業補助金	芸術文化団体派遣等補助金		
	連合富山射水地区協議会補助金	全国大会等出場激励金		
	中小企業退職金共済契約掛金補助事業			
	地域商品券発行事業費			
	花と緑の銀行射水支店補助金			
	近畿大学水産研究所富山実験場研究支援補助金			
	市立幼稚園振興補助金			
	特色ある学校づくり支援事業補助金			
	成人式式典費			

過去の2次評価対象事業及び選定基準

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度
選定基準	事業の外部評価における1次選定事業(72事業)から外部評価対象事業(20事業)を除いた事業を対象とする。 ただし、以下に該当する事業を除く。	1次評価対象事業(54事業)のうち、外部評価対象事業(8事業)を除いた事業を対象とする。 ただし、以下に該当する事業を除く。	1次評価対象事業(182事業)のうち、外部評価対象事業(8事業)を除いた事業を対象とする。 ただし、以下に該当する事業を除く。	1次評価対象事業(141事業)を対象とする。 ただし、以下に該当する事業を除く。 外部評価は休止し、2次評価のみ実施
	市の裁量が及ばない義務的事業	市の裁量が及ばない義務的事業	市の裁量が及ばない義務的事業	市の裁量が及ばない義務的事業
	国、県または他市町村との協定等に基づき実施する事業	国、県または他市町村との協定等に基づき実施する事業	国、県または他市町村との協定等に基づき実施する事業	国、県または他市町村との協定等に基づき実施する事業
	直接事業費における一般財源投入額が100万円未満の事業	直接事業費における一般財源投入額が100万円未満の事業		
対象事業	徴収事務費	社会福祉協議会法人運営事業補助金	姉妹都市交流事業補助金 姉妹都市等スポーツ団体交流事業補助金	地域型市民協働事業交付金
	市中学校体育連盟補助金	福祉金等給付費	射水地区防犯協会活動費補助金 射水地区防犯協会支部活動費補助金 射水市安全なまちづくり推進センター補助金 青色回転灯パトロール実施補助金	総合防災訓練費
	幼稚園就園奨励費	不妊治療助成費	緊急通報装置設置事業 外出支援サービス事業(高齢者外出支援サービス、移送サービス)	母親クラブ連絡協議会活動補助金
	心身障害児保育事業補助金	企業立地奨励事業助成金	高齢者労働能力活用事業費	収集指定袋取扱費
	病児・病後児保育事業補助金	移住交流促進事業費	家具転倒防止器具設置助成事業	園芸指導強化事業等補助金
	おむつ支給事業	農業経営支援事業補助金	ごみ自家処理機材購入費補助金	魚職人育成アカデミー事業補助金
	観光事業費	産地づくり対策補助金	特産物奨励費 射水市ふるさと物産協議会補助金	地域ぐるみ除排雪促進費
	雇用対策費	図書館活動推進費	木造住宅耐震改修等支援事業費補助金	公園維持管理費
	消防団補助金		防火委員会補助金 新湊校下防火推進員連絡協議会補助金	消火栓整備事業費
	バイオマス活用事業費		学校図書館活動推進費	婦人会活動補助金
	有害鳥獣捕獲対策費			
	公害対策費			
	保健体育振興費			